

公 告

防衛省共済組合船岡支部
支部長 平 間 信 弘



陸上自衛隊船岡駐屯地における食堂の出店希望者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 申込に付す事項

- (1) 営業場所
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1
陸上自衛隊船岡駐屯地内
厚生センター 建物:111.655㎡
- (2) 営業時間
平 日:午前11時00分から午後1時30分(それ以外は別途協議)
休業日:土日祝祭日(それ以外は別途協議)

2 申込参加者の資格

- (1) 柴田町近傍で店舗を出店しており、良好な営業を行っている者
- (2) 県知事等の発行した営業許可証等を有している者
- (3) 1項2号の営業時間で営業できる者
- (4) 防衛省共済組合船岡支部が実施する業者説明会に参加できる者
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び第6号から第9号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 提出書類

- (1) 企画提案書(別示)
- (2) 営業経歴書(直近のもの)
- (3) 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)の写し
- (4) 県知事等の発行した営業許可書等の写し
- (5) 財務諸表の写し(直近のもの)
- (6) 法人税又は所得税に関する納税証明書の写し(個人である場合は、「その3の2」、法人である場合は、「その3の3」)

4 公募期間

平成29年10月16日(月)～平成29年10月31日(火)

5 説明会日時・場所

(1) 日時

平成29年11月9日(木)午後1時から

(2) 場所

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1

陸上自衛隊船岡駐屯地 駐屯地ホール

(3) 携行品

当日参加者の印鑑、筆記具

(4) 参加申込

参加希望者(各業者2名以内)は、別紙「業者説明会参加申込書」を平成29年11月6日(月)午後4時までに、FAX又は郵送により7項「問い合わせ先」まで送付すること。

この際、「業者説明会参加申込書」が確実に届いているかを確認すること。

6 申込者の選定

面接及び提出書類等により総合的に審査を行い採否を決定する。

7 問い合わせ先

〒989-1694

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1

防衛省共済組合船岡支部 (担当:太田)

(0224)55-2301(内線331) FAX(内線338)